様式１５（第２０条関係）

起　案　用　紙

発議印（施行年月日、文書番号等）	起　案	平成　２９　年　３　月　２１　日	
	決　裁	平成　　年　　月　　日	
	公　印	平成　　年　　月　　日	
	起　案　者		
施　行　上　の　注　意	財務経理課医事室 医事専門職 （内線[redacted]） 氏名 [redacted]		

件　名	ＢＺＤ事案の控訴及び供託金手続きについて

理事長	病院長	[redacted]副院長	企画戦略局長	総務部長	看護部長	財務経理部長
[redacted]						

医療安全管理部長	医療安全管理者	財務経理課長	医事室長
[redacted]			

平成２９年３月１７日に判決言い渡しのありましたＢＺＤ事案（[redacted]事案）について、３月２１日に検討会を開催し、今後の対応を顧問弁護士とともに協議いたしました。検討会としては、この内容を説明義務違反と判断付けられることは納得できず、この判決結果を受け入れることは、これからの医療に関わることから、控訴することに異存はないとの結論となりました。

つきましては、別紙控訴状・委任状を提出してよろしいか、お伺いいたします。

あわせて、強制執行停止のため供託金を支払ってよろしいかお伺いいたします。

保存期間	第１類（30年）　第２類（10年）　第３類（５年）　第４類（３年） 第５類（１年）　第６類（１年未満）　その他（　　年）

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

ＢＺＤ事案の判決後の対応にかかる検討会議事録

日　時：平成 29 年 3 月 21 日（火）13:30～14:00
出席者：[redacted]

（事案概要）
名古屋地方裁判所 平成２５年（ワ）５２４９号事件
原告 [redacted] は浮動製めまい（非回転性めまい）の症状を訴え、被告　国立循環器病研究センターで治療を受けたが、ベンゾジアゼピン系薬物依存となって重篤な離脱症状を生じた。それは被告病院医師が①ベンゾジアゼピン系薬物を適応のない症例に投与しない注意義務違反し、②ベンゾジアゼピン系薬物の総投与量を管理すべき注意義務に違反し、③離脱症状を回避する適切な減薬・断薬方法を実施すべき注意義務に違反し、④ベンゾジアゼピン系薬物の性質及び副作用等に関する説明義務に違反したからであると原告は主張し、被告に対し、不法行為（使用者責任）又は診療契約上の債務不履行に基づき、損害賠償（遅延損害金の支払を含む）を求める事案である。

（判決内容）
１．被告は、原告に対し、１１７万７３３０円及びこれに対する平成１６年７月１４日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
２．原告のその余の請求を棄却する。
３．訴訟費用は、これを１００分し、その９９を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
４．この判決は、第１項に限り、仮に執行することができる。

（判決の詳細について）
原告の主張のうち、上記①から③については認められず、被告に過失はないとの判断であった。④について、対象となる治療法は治療水準として確立しておらず、その治療法を行う場合や診断的治療を行う場合は、医師には高度の説明義務が課せられていると解するのが相当であり、[redacted] 医師が患者である原告が非回転性めまいに対するランドセンの処方を受けるかどうかを決するのに十分な情報を提供した、すなわち説明義務を果たしたということはできないから、[redacted] 医師には説明義務違反があったと認められるとの判断であった。
ただし、ランドセン投与との間で相当因果関係があると認められる離脱症状は、平成

１８年３月末までに生じたものに限られ、同年４月以降に生じた症状との間に因果関係があると認めることはできないとの判断であり、賠償すべき損害の範囲及び額については下記のとおりであると認定された。

・治療費　1万４１７０円
・通院交通費　７６８０円
・診療記録開示費用　４万８４５０円
・障害慰謝料　１００万円
・弁護士費用　１０万７０３０円
合計　１１７万７３３０円

（打ち合わせ内容）

[redacted]

以　上

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１

委任者　国立研究開発法人

国立循環器病研究センター

理事長　小川　久雄

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]

弁護士

弁護士

弁護士

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

電　話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]

記

一、名古屋法務局において

名古屋地方裁判所　平成２９年（　）第　　号強制執行停止決定申立事件

法令条項 民事訴訟法第４０３条第１項第３号に基づく保証金　　円の

代理供託及び取戻しに関する一切の件

二、被供託者の住所・氏名

[redacted]

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１

委任者　国立研究開発法人

国立循環器病研究センター

理事長　小川　久雄

私は、次の弁護士を訴訟代理人又は手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]
弁護士
弁護士
弁護士

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

電　話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]

記

第1　事　件

1　相　手　方　[redacted]

2　裁　判　所　　名古屋高等裁判所

3　事件の表示　　平成　　年（　　）第　　号

損害賠償請求控訴事件

第２　委任事項

1　上記事件の訴訟行為・手続行為、訴え・申立て、反訴・控訴・上告・上告受理・抗告・許可抗告・異議につきその提起又は申立て、それらの取下げ、取下げについての同意、和解、調停合意、請求の放棄、請求の認諾、弁済金物の受領、保管金納入及び受領
2　参加、訴訟脱退、強制執行、仮差押え及び仮処分、保全処分
3　担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消しについての同意、同取消決定についての抗告権の放棄、権利行使催告の申立て、担保取戻し
4　供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
5　債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権の行使ほか債権者としての権利行使
6　手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ及びその取下げについての同意、訴訟参加又は訴訟引受けによる脱退
7　上記事件に関する調査、照会、交渉
8　復代理人選任

以上

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１

委任者　国立研究開発法人

国立循環器病研究センター

理事長　小川　久雄

私は、次の弁護士を訴訟代理人又は手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]
弁護士
弁護士
弁護士

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

電　話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]

記

第2　事　件

1　相　手　方　[redacted]

2　裁　判　所　　名古屋地方裁判所

3　事件の表示　　平成　　年（　　）第　　号

強制執行停止決定申立事件

第２　委任事項

1　上記事件の訴訟行為・手続行為、訴え・申立て、反訴・控訴・上告・上告受理・抗告・許可抗告・異議につきその提起又は申立て、それらの取下げ、取下げについての同意、和解、調停合意、請求の放棄、請求の認諾、弁済金物の受領、保管金納入及び受領
2　参加、訴訟脱退、強制執行、仮差押え及び仮処分、保全処分
3　担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消しについての同意、同取消決定についての抗告権の放棄、権利行使催告の申立て、担保取戻し
4　供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
5　債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権の行使ほか債権者としての権利行使
6　手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ及びその取下げについての同意、訴訟参加又は訴訟引受けによる脱退
7　上記事件に関する調査、照会、交渉
8　復代理人選任

以上

委任契約書

依頼者国立研究開発法人国立循環器病研究センターを甲とし、受任弁護士[redacted]を乙をとして次のとおり委任契約を締結する。

1．甲は乙に次の事件を委任し乙はこれを受任した。

相手方 [redacted]

事件名　名古屋高等裁判所　平成29年(ワネ)第85号
損害賠償請求控訴事件
名古屋高等裁判所　平成29年(ワネ)第93号
損害賠償請求控訴事件
名古屋地方裁判所　平成29年(モ)第98号
強制執行停止決定申立事件

2．甲は上記事件に関する費用・着手金及び報酬金を次のとおり乙に支払う。

(1)費用等 [redacted]

(2)着手金

(3)報酬金

(4)その他

上記契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各自その1通を所持するものとする。

平成２９年　　月　　日

甲 (依　頼　者) 住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１
(〒565-8565)
氏　名　国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長　小　川　久　雄

乙 (受任弁護士) 住　所 [redacted]

氏　名　弁護士 [redacted]

（案）

控　訴　状

平成２９年３月２２日

名古屋高等裁判所　御中

事　件　名	損害賠償請求控訴事件
当事者の表示	別紙のとおり
原判決の表示	別紙のとおり
控訴の趣旨及び理由	別紙のとおり
添付書類	控訴状副本　１通
	訴訟委任状　１通
	代表者事項証明書　１通

訴訟物の価額　１，１７７，３３０円

ちょう用印紙額　１６，５００円

上記当事者間の名古屋地方裁判所平成２５年（ワ）第５２４９号損害賠償請求事件について，平成２９年３月１７日に言い渡しを受けた判決は，不服であるから控訴を提起する。

控訴人訴訟代理人

弁護士

同

同

同

[redacted]

当事者の表示

〒５６５－８５６５　大阪府吹田市藤白台５丁目７番１号

控訴人（一審被告）　国立研究開発法人国立循環器病研究センター

同代表者理事長　小　川　久　雄

[redacted]

(送達場所)　[redacted]

電　話　[redacted]

ＦＡＸ

控訴人訴訟代理人

弁護士　[redacted]

同

同

同

[redacted]

被控訴人（一審原告）　[redacted]

原判決の表示

主　文

1　被告は，原告に対し，１１７万７３３０円及び平成１６年７月１４日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

2　原告のその余の請求を棄却する。

3　訴訟費用は，これを１００分し，その９９を原告の負担とし，その余を被告の負担とする。

4　この判決は，第１項に限り，仮に執行することができる。

控訴の趣旨

1　原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

2　上記取消部分の被控訴人の請求を棄却する。

3　訴訟費用は，第一審，第二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控訴の理由

控訴の理由は，追って控訴理由書を提出して主張する。

以上

（案）

強制執行停止決定申立書

平成２９年３月２２日

名古屋地方裁判所　御中

当事者の表示	別紙のとおり	
申立の趣旨及び理由	別紙のとおり	
疎明資料	別紙のとおり	
添付書類	委任状	１通
	代表者事項証明書	１通

上記のとおり強制執行停止決定を申し立てる。

申立人代理人

弁護士 [redacted]

同

同

同

当事者の表示

〒５６５－８５６５　大阪府吹田市藤白台５丁目７番１号

申　立　人　国立研究開発法人国立循環器病研究センター

同代表者理事長　小　川　久　雄

[redacted]

(送達場所)　[redacted]

電　話　[redacted]

ＦＡＸ

控訴人訴訟代理人

弁護士　[redacted]

同

同

同

[redacted]

被　申　立　人　[redacted]

申立の趣旨

被申立人を原告，申立人を被告とする名古屋地方裁判所平成２５年（ワ）第５２４９号損害賠償請求事件の仮執行宣言付判決に基づく強制執行は，控訴審の判決があるまでこれを停止する。

申立の理由

上記判決には仮執行の宣言が付されているので，被申立人はいつでも同判決にもとづき申立人に対し，強制執行をすることができる状況にある。この強制執行により，申立人においては著しい損害を生じるおそれがあることは明らかである。申立人は上記判決に対し不服につき，本日控訴を提起した。

よって，申立の趣旨記載とおりの裁判を求める。

疎明資料

1	甲第１号証	判決正本（写し）	１通
2	甲第２号証	控訴状（写し）	１通

履歴事項全部証明書

大阪府吹田市藤白台五丁目７番１号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター

会社法人等番号	１２０９－０５－００３０３３	
名　称	独立行政法人国立循環器病研究センター	
	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	平成２７年　４月　１日変更 平成２７年　４月　１日登記
主たる事務所	大阪府吹田市藤白台五丁目７番１号	
法人成立の年月日	平成２２年４月１日	
役員に関する事項	[redacted] 理事長　[redacted]	平成２８年　１月３１日退任 平成２８年　２月１５日登記
	[redacted] 理事長　　小　川　久　雄	平成２８年　２月　１日就任 平成２８年　２月１５日登記
資本金	金２８６億９１８１万１３５６円 平成２３年　２月１８日変更	平成２３年　９月２１日登記
登記記録に関する事項	設立	平成２２年　４月　１日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
（大阪法務局北大阪支局管轄）
平成２９年　１月１７日
大阪法務局北大阪支局
登記官　[redacted]

整理番号　Ｃ２６７０５５　　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。　　１／１

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１

委任者　国立研究開発法人[redacted]

国立循環器病研究[redacted]

理事長　小川　久[redacted]

私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]

弁護士

弁護士

弁護士

[redacted]

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

[redacted]

電　話 [redacted] ＦＡＸ [redacted]

記

一、名古屋法務局において

名古屋地方裁判所　平成２９年（　）第　　号強制執行停止決定申立事件

法令条項 民事訴訟法第４０３条第１項第３号に基づく保証金　　円の

代理供託及び取戻しに関する一切の件

二、被供託者の住所・氏名

[redacted]

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１[redacted]

委任者　国立研究開発法人[redacted]

国立循環器病研究[redacted]

理事長　小川　久[redacted]

私は、次の弁護士を訴訟代理人又は手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]
弁護士
弁護士
弁護士

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

電　話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]

記

第2　事　件

1　相　手　方　[redacted]

2　裁　判　所　　名古屋地方裁判所

3　事件の表示　　平成　　年（　　）第　　号

強制執行停止決定申立事件

第２　委任事項

1　上記事件の訴訟行為・手続行為、訴え・申立て、反訴・控訴・上告・上告受理・抗告・許可抗告・異議につきその提起又は申立て、それらの取下げ、取下げについての同意、和解、調停合意、請求の放棄、請求の認諾、弁済金物の受領、保管金納入及び受領
2　参加、訴訟脱退、強制執行、仮差押え及び仮処分、保全処分
3　担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消しについての同意、同取消決定についての抗告権の放棄、権利行使催告の申立て、担保取戻し
4　供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
5　債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権の行使ほか債権者としての権利行使
6　手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ及びその取下げについての同意、訴訟参加又は訴訟引受けによる脱退
7　上記事件に関する調査、照会、交渉
8　復代理人選任

以上

委　任　状

平成　　年　　月　　日

住　所　大阪府吹田市藤白台５丁目７－１[redacted]

委任者　国立研究開発法人[redacted]

国立循環器病研究[redacted]

理事長　小川　久[redacted]

私は、次の弁護士を訴訟代理人又は手続代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 [redacted]
弁護士
弁護士
弁護士

大阪弁護士会所属

住所 [redacted]

電　話 [redacted]　ＦＡＸ [redacted]

記

第1　事　件

1　相　手　方　[redacted]

2　裁　判　所　名古屋高等裁判所

3　事件の表示　平成　　年（　　）第　　号

損害賠償請求控訴事件

[redacted]

第２　委任事項

1　上記事件の訴訟行為・手続行為、訴え・申立て、反訴・控訴・上告・上告受理・抗告・許可抗告・異議につきその提起又は申立て、それらの取下げ、取下げについての同意、和解、調停合意、請求の放棄、請求の認諾、弁済金物の受領、保管金納入及び受領
2　参加、訴訟脱退、強制執行、仮差押え及び仮処分、保全処分
3　担保保証の供託、同取消決定の申立て、同取消しについての同意、同取消決定についての抗告権の放棄、権利行使催告の申立て、担保取戻し
4　供託物の払渡（取戻・還付）及び利息利札の請求並びに受領、閲覧申請
5　債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権の行使ほか債権者としての権利行使
6　手形訴訟、小切手訴訟又は少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ及びその取下げについての同意、訴訟参加又は訴訟引受けによる脱退
7　上記事件に関する調査、照会、交渉
8　復代理人選任

以上